

令和2年6月1日

社会福祉法人ウエルガーデン
ご入居者関係各位 殿

社会福祉法人 ウエルガーデン

緊急事態宣言解除後のご面会について

長い間面会自粛にご協力を賜り感謝申し上げます。皆様のご協力と組織を上げての徹底によって法人内からの感染者を出すことが無く現在に至っております。

さて、当法人及び福祉事業所の面会自粛につきましては、4/7に発せられた緊急事態宣言によるものではなく、感染者が増加してきた2/24に厚生労働省より福祉事業所宛てに発せられた「面会自粛要請の通知」によるものであることは、以前にも通知させて頂いておりますのでご理解頂けているものと存じます。

この度5/25に緊急事態宣言は解除されましたが、厚生労働省より福祉事業所宛てに面会解除の通達はされてなく、むしろ5/15にはオンライン面会の推奨が通知されていますので、緊急事態宣言解除とは言えご利用者の安全のため、もう暫く通常の面会には戻せない状況にあります。皆様も長く待ち遠しいことと存じますが、職員一同細心の注意を払いご入居者の支援にあたっておりますので、どうぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

東京都では緊急事態宣言解除後も東京都ルールでロードマップを作成し、第1ステップ～第3ステップで第二波の状況等も確認しながら、段階的な解除を進めていく等慎重な措置が講じられています。当法人でもこれらを参考に内部協議を重ね、概ね次の方向で段階的にご面会を進めていく計画としましたのでお知らせします。

○第1ステップ（原則、オンライン面会） =6/1～6/21まで。

※準備は進めていますがシステム導入に時間を要しています。6/1に間に合わない事業所もありますので事業所へ直接お問い合わせください。

○第2ステップ（玄関付近等での衝立越し対面面会） =6/22～7/12まで。

○第3ステップ（ロビー・居室等限定しての対面面会） =7/13～8/2まで。

○その他＝上記期間も事情によってはこの限りではありませんので事業所へご相談下さい。

それぞれのステップを3週間空けている理由は、それぞれのステップ開始から1週間の様子を観察し、その後の2週間で期間中の影響の有無を確認するためのものです。但し、第二波の発生や行政による指示・指導、面会の段階的解除過程での事情によって、それぞれのステップ期間を延長する場合や再度面会規制のお願いをする場合がありますのでご理解ください。

面会にあたっての詳細は、裏面を確認ください。

ご面会にあたっての留意事項

<p>第1ステップ (6/1～6/21) 「オンライン面会」</p> <p>※パソコン・タブレット等を使用して、通信によって互いの映像を見ながら会話ができます。</p>	面会時間	※施設ごとに決定して記載
	予約	面会者同士の密防止・オンライン設備の制限により事前に <u>電話予約</u> をして下さい。
	面会場所	受付付近等、事業所が指定する場所。(ご利用者とオンラインで結びます)
	面会者	知人・友人のご面会はご遠慮下さい。
	面会人数	密防止のため2名以内でお願いします。
	面会所要時間	※施設ごとに決定して記載
	面会頻度	10日に一度程度
遵守事項	①受付での検温(37.0°以上は禁止) ②マスク着用(鼻まで覆って下さい) ③最近の健康状態の口頭申告 ④石鹸での手洗い・手指消毒・うがい遵守 ⑤面会票の記入	
<p>第2ステップ (6/22～7/12) 「衝立越し対面面会」</p>	面会時間	※施設ごとに決定して記載
	予約	面会者同士の密防止と場所の制限により事前に <u>電話予約</u> をして下さい。
	面会場所	受付付近等、事業所が指定する場所に職員がご利用者をお連れして、衝立越しにご面会頂きます。 <u>飲食は禁止させていただきます。</u>
	面会者	知人・友人のご面会はご遠慮下さい。
	面会人数	密防止のため 2名以内 でお願いします。
	面会所要時間	※施設ごとに決定して記載
	面会頻度	10日に一度程度
遵守事項	ステップ1「オンライン面会」と同様	
<p>第3ステップ (7/13～8/2) 「対面面会」</p>	面会時間	※施設ごとに決定して記載
	予約	予約不要 です。
	面会場所	事業所が指定する場所でご面会頂けますが、 <u>飲食は禁止させていただきます。</u>
	面会者	知人・友人のご面会はご遠慮下さい。
	面会人数	3名以内 でお願いします。
	面会所要時間	※施設ごとに決定して記載
	面会頻度	週1回～2回
遵守事項	ステップ1「オンライン面会」と同様	

※ご高齢者は重篤化しやすいと言われておりますので、ご利用者の安全と健康管理のためご協力を宜しく申し上げます。